

平成31年4月3日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」の一部改正について

今般、共同委託（複数の取引先が委託元となり、共同で、現金授受事務を同一の警備輸送会社等に委託すること。）を含む「日本銀行における現金授受事務の委託」にかかる責任の所在の明確化の観点から、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」の一部を別紙のとおり改正し、平成31年4月15日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」につきましては、上記実施日に、同ホームページに掲載する予定です。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」中一部改正

- 4.（1）を横線のとおり改める。

4. 留意事項

（1）現金受払事務の委託

取引先は、「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」1. に定める者に対して、現金受払およびこれに付随して勘定店との間で行う諸連絡にかかる事務を委託することができます。

取引先は、同者への同事務の委託を希望する場合には、その旨を日本銀行が別に定める書式により勘定店に願い出たうえ、勘定店の承認を受けてください。

なお、取引先は、現金受払規則第9条に基づき、勘定店との間の現金搬送過程や勘定店での現金授受過程における委託先による過誤等について、責任を負うものとします。